

第3次

小山市生涯学習推進計画

OYAMA まなびかがやきプラン

～学んで育む“輝くひと・まち、結ぶ絆”～



令和4年4月

小 山 市

はじめに

平成18(2006)年に改正された教育基本法において、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」との生涯学習の理念が示されました。この生涯学習の理念に描かれた社会の実現に向け、様々な取組が推進されてきました。さらに平成27(2015)年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)においては、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界全体で取り組むべき17の目標を掲げており、目標4では、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことを目指していることから、小山市においても、この目標を踏まえた取組を進めていくことが重要です。



そうした中、急速な人口減少・少子高齢化や社会のグローバル化、AIの進展等に伴いライフスタイルは大きく変化し、地域のつながりが希薄化するなど地域社会が抱える課題も多岐にわたっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、私たちの従来の価値観は否応なく転換を迫られ、新しい生活・働き方への対応など人々の意識やこれからの社会の有り様が大きく変わろうとしています。

このような社会の大きな変化の中にあって、趣味や教養など、個人の生涯にわたる幸せにつながる学習機会を積極的に設け、市民一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくり、地域づくりの実現が求められています。そのためには、市民が学びを通じてつながり、そのことで地域が活性化する、持続可能なまちづくりにつながる「学びと活動の好循環」を生む社会の構築が必要です。

小山市においては、平成23(2011)年に「小山市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習に関する様々な施策を展開してきました。これまでの施策の成果と課題を検証した上で、市民一人一人が生涯にわたって意欲的に学び、豊かな心と体を育みながら、年齢や性別等にかかわらず互いに認め合い支え合う地域づくりや、健康・スポーツ・文化芸術活動拠点の充実によって、個性や能力を発揮できる「生涯学習社会」の構築を目指し、「第3次小山市生涯学習推進計画」を策定いたしました。

今後、本計画の基本理念である「学んで育む“輝くひと・まち、結ぶ絆”」に基づき、本市の生涯学習のさらなる充実・発展に取り組んでまいりますので、皆さまの御理解と御協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「小山市生涯学習推進協議会」委員をはじめとした関係者の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4(2022)年4月

小山市長 浅野 正富

第3次小山市生涯学習推進計画

<目次>

第3次小山市生涯学習推進計画概念図.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 生涯学習とは.....	2
第2節 国・県における生涯学習の動向.....	3
第3節 計画の趣旨.....	4
第4節 計画の位置付け.....	4
第5節 計画の期間.....	4
第2章 現状と課題.....	5
第1節 社会環境の変化による現状と課題.....	5
第2節 小山市の生涯学習を取り巻く現状.....	7
第3節 第2次小山市生涯学習推進計画の評価.....	13
第4節 第2次小山市生涯学習推進計画の課題.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
第1節 目指す市民のすがた、基本理念.....	15
第2節 小山市の生涯学習の4つの方向性、学びの循環.....	16
第3節 基本目標.....	17
第4節 計画の体系.....	21
第4章 施策の展開.....	22
第1節 施策の展開.....	22

第5章 計画の推進.....	30
第1節 計画の推進体制.....	30
第2節 計画の点検・評価.....	31
資料編.....	32
第1節 小山市生涯学習推進協議会条例.....	32
第2節 小山市生涯学習推進本部設置要綱.....	34
第3節 計画策定の経緯.....	37
第4節 第15期小山市生涯学習推進協議会委員名簿.....	38
第16期小山市生涯学習推進協議会委員名簿.....	39
令和3年度小山市生涯学習推進本部委員名簿.....	40
第5節 社会教育施設一覧.....	41
第6節 社会教育施設配置図.....	42
第7節 SDGs.....	43

この概念図は、小山市生涯学習推進計画の目指す市民のすがた、基本理念、方向性、施策の体系を記した、第3章「計画の基本的考え方」をわかりやすく図示し整理したものです。

第3次小山市生涯学習推進計画概念図

～目指す市民のすがた～

いきいきと学び 積極的につながり主体的にまちづくりに参画する市民



第3次小山市生涯学習推進計画(OYAMA まなびかがやきプラン)

～基本理念～

学んで育む “輝くひと・まち、結ぶ絆”

～「小山市の生涯学習」の4つの方向性～

<p>学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人の個性や能力を伸ばす生涯学習の推進 	<p>つながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民どうしのふれあいや交流を促す生涯学習の推進 	<p>活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の学びが地域で活きる生涯学習の推進 	<p>支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が故郷に愛着を持ち、地域の持続的発展を図る生涯学習の支援体制の充実
--	---	---	--

～4つの方向性の「関連図」～



～「施策の体系」～

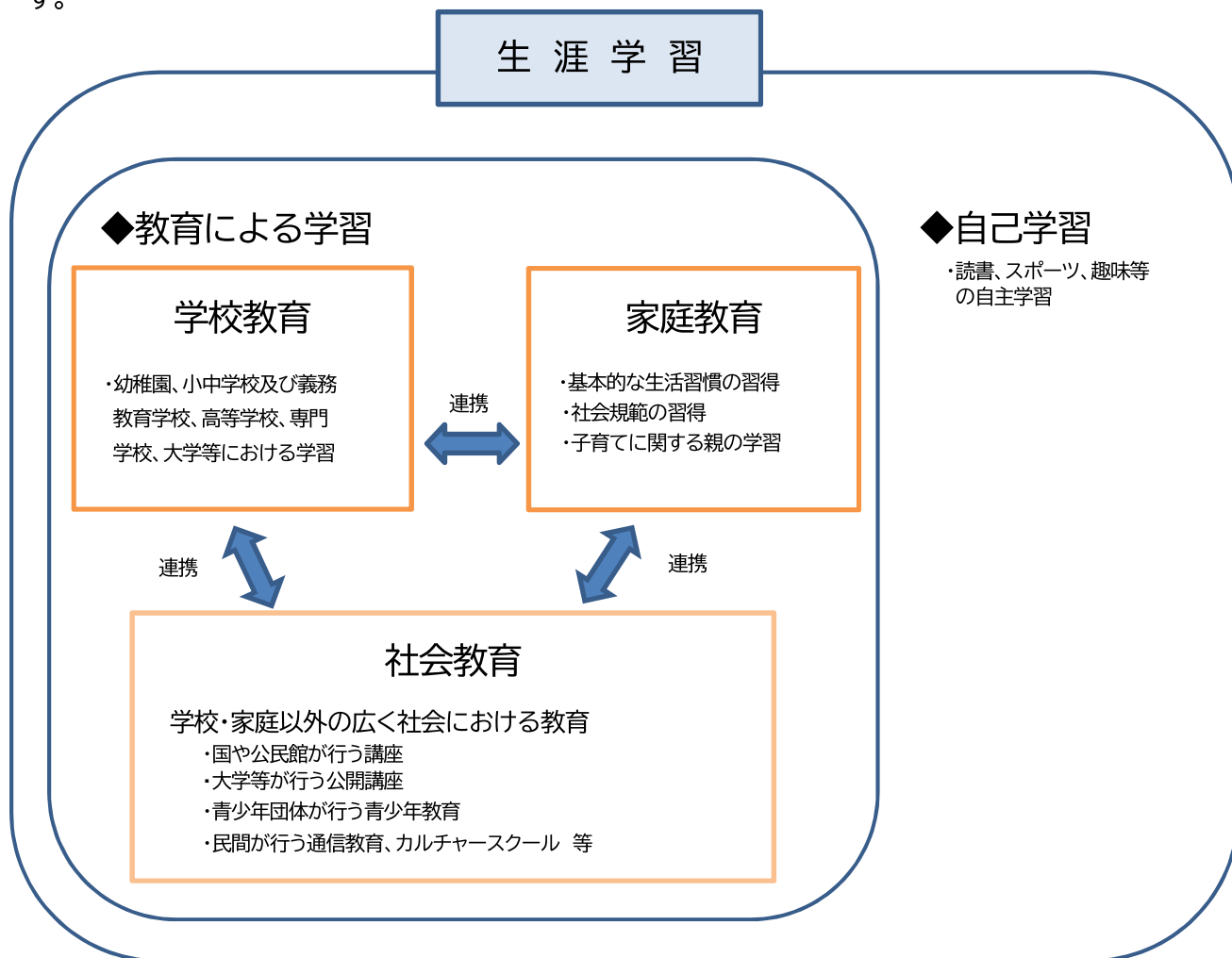
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>生涯にわたる学びの機会の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに応じた学習機会の充実 2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実 	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>学びあう機会の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民と行政のパートナーシップの推進 2 地域教育力の向上 	<p>基本目標Ⅲ</p> <p>学びを活かした地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学びの成果を活かす取組の推進 2 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進 	<p>基本目標Ⅳ</p> <p>生涯学習推進の基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習関連施設の機能の充実 2 人と人、人とまちをつなぐコーディネート機能の充実
--	---	--	---

第1章 計画の策定にあたって

第1節 生涯学習とは

生涯学習とは¹、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習のことです。その概念を図式化すると、下図のようになります。

生涯学習には、一人一人の人生を、生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人とが交流し、学んだ成果が適切に評価されることで幸せや誇りを感じ、住みよい豊かな地域社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されています。小山市は、今後も教育の出発点である家庭教育をはじめ、学校教育、社会教育の三者が連携しながら、市民一人一人がライフステージに応じて豊かに学び合い、互いに輝き合えるよう学習機会の充実を図り、生涯学習社会の実現に向けて取り組んでいきます。



¹ 令和元年度文部科学白書 第3章生涯学習社会の実現 総論

第2節 国・県における生涯学習の動向

1 国の動向

平成18(2006)年に教育基本法が改正され、第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」ことが新たに定められました。

平成30(2018)年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」では、第2期教育振興基本計画の「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」「超スマート社会 Society5.0²」の到来に向け、それぞれの得意な分野での個性や能力を最大限伸ばしていくことを今後の教育政策で取り組むとされています。同計画の「今後5年間の教育政策に関する基本的な方針」では、生涯学び、活躍できる環境を整えるための目標として「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」が挙げられています。なお令和4年現在、次期(第4期)計画のための諮問が先になされ、同方針を継承しています。

加えて、令和2年9月の第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理が発表され、「『命を守る』生涯学習・社会教育」や「子供・若者の地域・社会への主体的な参画」が示されました。

2 栃木県の動向

栃木県は、平成4(1992)年度より平成17(2005)年度まで3期にわたる生涯学習推進計画(中期計画)を策定するとともに、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までは単年度の生涯学習推進計画を策定し、生涯学習振興の取組を進めてきましたが、生涯学習をめぐる社会状況は様々に変化しており、そのため、長期的な視野に立った中期計画の策定が必要となったことから、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」と合わせて平成27(2015)年度に「栃木県生涯学習推進計画(五期計画)」を策定しました。さらに、令和2(2020)年度で、五期計画の計画期間が終了したことから、令和3(2021)年3月「栃木県生涯学習推進計画(六期計画)」を策定しました。

六期計画では、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間として、目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」として、栃木県の生涯学習を推進するための基本指針が示されています。

² サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。(内閣府ホームページより抜粋)

第3節 計画の趣旨

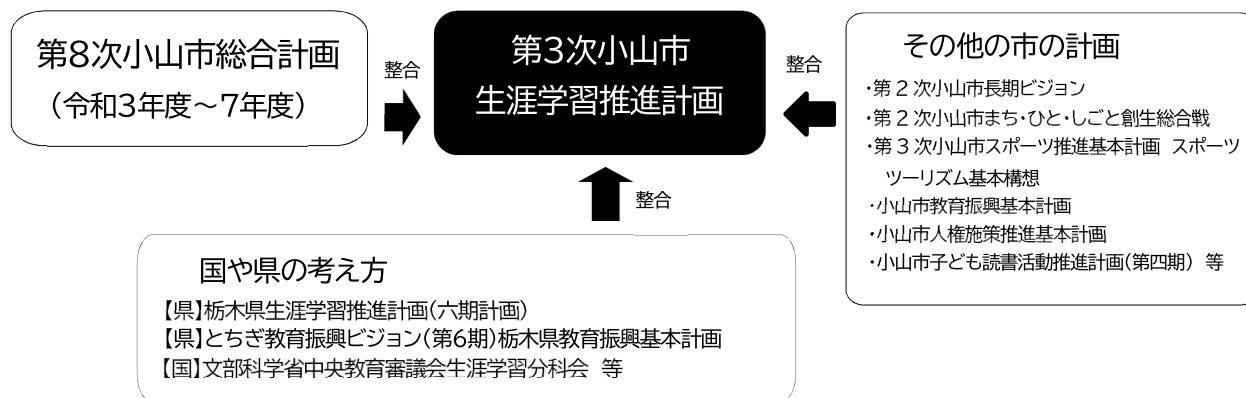
小山市では、平成 28(2016)年3月に「第2次小山市生涯学習推進計画」を策定し、「学んで育む“ひと・まち・絆”」を基本理念に5年間にわたり生涯学習に関する各種施策を実施してきました。

しかし、策定以降、少子高齢化をはじめとする環境の変化を背景に、地域社会が抱える課題が多様化・複雑化してきており、その対応が求められています。このような社会環境の変化に柔軟に対応し、健康で生きがいのある生活を送るためには、地域の活動と関わりを持ち、生涯にわたって学び続け、時代の変化に応じた知識や技術等を獲得していく生涯学習を推進していくことが必要です。

「第3次小山市生涯学習推進計画」は、小山市のまちづくりの最上位計画である「第8次小山市総合計画」に基づく分野別計画として、これまでの取組による成果や課題を振り返り事業の見直しを行い、誰もが学びたい時に学べるよう支援していくとともに、学んだことを地域社会で活かし、人と人がつながり、地域をよりよくする活動を進めるための指針として策定するものです。

第4節 計画の位置付け

本計画は、「第8次小山市総合計画」の分野別計画として、「豊かな人と地域を創る生涯学習環境」を実現するために、市民の学ぶ意欲を支援し、学ぶ楽しさを味わい、学びの成果を様々な場面で活かす人づくり、さらにそうした考え方が隅々まで行きわたる生涯学習のまちづくり³につなげていくための各種施策や、取組の方向性を示すものです。また、県や国の生涯学習に関連した計画及び国際目標のSDGsの要素を反映するとともに、小山市が策定した関連計画との整合性を図り策定しています。



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。なお、施策・事業の進捗状況、市民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

³ 「まちづくり」には様々なとらえ方があります。ここでは生涯学習がもたらす人づくりの効用を踏まえて、地域の他者とのかわりである地域活動や、社会をよりよくしたいと願う社会活動を包含する概念として、それらを成す住民である「人」が主体となった「まちづくり」を用いています。

第2章 現状と課題

第1節 社会環境の変化による現状と課題

1 家庭や地域の教育力

人生100年時代の長寿社会の到来、少子高齢化や家族の多様化、人口減少社会が進展していく中で、子どもを持つ親の育児やしつけへの不安だけでなく、地域のつながりの希薄化によって、家庭教育が困難な状況にあると指摘されています。そうした中、いじめ、引きこもり、保護者による子どもへの虐待等が社会問題化しています。

家庭や地域の教育力向上のため、学校や地域、職場や行政が連携を図りながら、社会全体で子どもの安全・安心の確保や子育てを行う親へのきめ細やかな支援が求められています。

2 情報化、デジタル化の進む社会

インターネットやスマートフォン等の急速な普及をはじめ、ICT⁴や AI⁵、IoT⁶、デジタル化の進歩は、生活の利便性を向上させるとともに、市民の社会生活のあり方を大きく変化させています。こうした社会に適切に対応するため、必要な情報を識別・認識・理解し、活用する能力を身に付けることが必要となっています。

また、利便性向上の一方で、情報の氾濫や個人情報の流出、インターネット等を利用した犯罪やいじめなどの問題が生じています。特に18歳未満の子どものSNS⁷犯罪被害が増加していることから、子どもに対して有害情報を閲覧できないようにする等、情報セキュリティ、情報モラルの対応が求められています。グローバル化や情報化が急速に進展し、先を見通すことが一層困難になっている社会の中で、このような新たな問題に主体的に対応するためにも、生涯を通じて学び続けていく必要があります。

⁴ ICT

Information & Communications Technology の略で、情報通信に関する科学技術の総称。日本では IT (Information Technology) が同義で使われるが、国際的には IT に「Communication (コミュニケーション)」を加えた ICT の方が定着している。

⁵ AI

Artificial Intelligence の略で、コンピュータを用いて知能を実現する研究分野、またはコンピュータにより人工的に実装された知能のこと。

⁶ IoT

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、新たな付加価値を生み出すこと(総務省ホームページより)。

⁷ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる web サイトの会員制サービスのこと(総務省ホームページより)。

3 ライフスタイルや価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、余暇を有意義に活用して趣味やスポーツを楽しむなど、物の豊かさよりも心の豊かさを重視した成熟社会へと変化しています。

個人の生き方を大切にする一方、SNS 等を通じて他者とコミュニケーションを図る機会が子ども・若者たちでは多くなっており、顔と顔をあわせる直接的なコミュニケーションや、人と人とのつながりや支え合いが弱まっているとの指摘がされています。このため、社会参加の促進やコミュニケーション能力の育成などが求められています。

4 地域コミュニティの重要性が増す社会

地域コミュニティでは、急速な少子高齢化や相次ぐ自然災害の発生等を背景に、従来の社会福祉の考え方はカバーしきれない様々な課題があらわになり、これまで以上に多様な主体が連携・協働して、独居老人や高齢者世帯への声掛けや見守りといった地域課題に対する取組を活発化させることの重要性が高まっています。そのため地域の中に新たなコミュニティが育てられることが期待されています。こうしたコミュニティの背景となる、日頃の地域活動や様々な体験共有の場を増やすことに重点を置くことが必要とされています。社会的包摂を念頭に、高齢者や現役世代に加え、子ども若者の地域社会への主体的な参画と多世代交流を基礎に、様々な学習機会づくりの取組を地域社会の活性化を見据えて推進していく必要があります。

5 新しい学び方の必要性

新型コロナウイルス感染症は令和元(2019)年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以来、国内外で広がりを見せました。令和2(2020)年2月末には政府より全国一斉の臨時休校の要請が出され、3月から実施されるとともに不要不急の外出自粛も呼びかけられ、同年4月には1回目の緊急事態宣言が発令されるに至りました。その後、何度かの周期を経ながら、混乱は今も続いています。新型コロナウイルスを想定し、提示した「新しい生活様式」は、3密(密集・密接・密閉)の回避、手洗いの励行など新しい常識(ニューノーマル)の中で、自分自身や周りの方、地域を感染拡大から守るため、急速に人々の生活に浸透しています。そうした中、学びや人の生活が大きな影響を受けた一方、オンラインによる学習やテレワークなど、新しいテクノロジーを活用した学びや働き方が進みました⁸。こうした動きが地域の新たな信頼づくりや地域の諸課題への対応に生かしていけるよう、たとえばオンラインの活用が社会教育施設でも行えるよう、学びの環境を整えていくことや、一方で対面を含む「対話型の場づくり」に長けた人材育成など、オンラインと対面それぞれの良さを生かした新しい学びの様式を提案していく必要があります。

⁸ 第108回生涯学習分科会資料4 第10期生涯学習分科会 議論の整理(素案)1.生涯学習・社会教育を巡る状況 令和2年6月

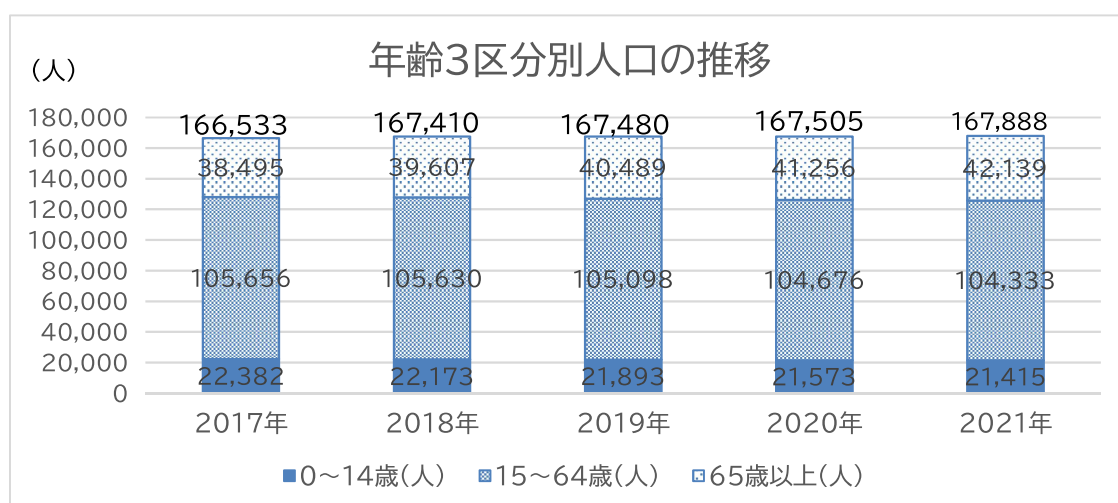
第2節 小山市の生涯学習を取り巻く現状

小山市では、公民館や生涯学習センター等、市民にとって身近な社会教育施設を拠点とした生涯学習を積極的に支援し、学びを通じた生きがいきつくりと市民の絆づくりを推進してきました。また、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、市内に所在する白鷗大学や小山工業高等専門学校、関東職業能力開発大学校といった高等教育機関と連携し、各機関の特性を活かした魅力ある学習機会の提供を行うなど、市全体で生涯学習の推進に取り組んできました。

しかしながら、学んだ成果をまちづくりに活かせるよう、その入り口となる講座や各種行事の実施だけでなく、出口の一つとして、たとえば生涯学習推進リーダーとして活躍する渡良瀬遊水地ボランティアガイドをはじめとした各種ボランティアを養成してきましたが、近年はコロナ禍による活動機会の減少やボランティアの高齢化といった課題が生じてきています。そうした観点から、これまで以上に先々の活躍を念頭に置いた、いっそう丁寧な講座づくりやマッチングの場の必要性が増しています。

1 人口の推移

平成 29(2017)年から令和 3(2021)年を比較すると、総人口は 1,355 人増加しており、167,888 人となっています。0～14 歳までの年少人口、15 歳～64 歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。

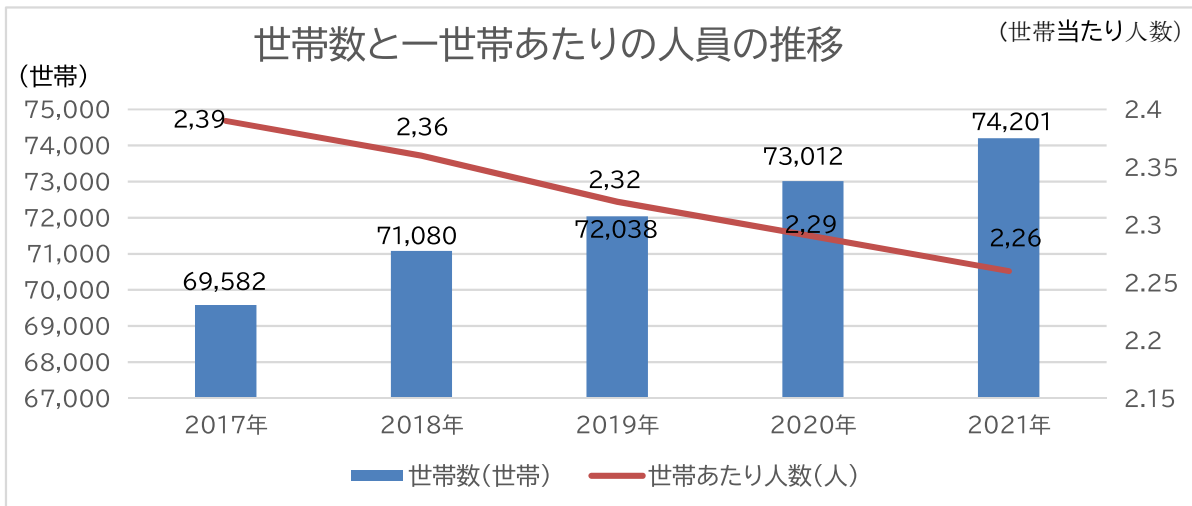


※住民基本台帳(各年1月1日)

なお、この間に外国人国籍別登録者数は、平成 29(2017)年1月の 5,923 人から、令和 2 年(2021)年 1 月には 7,134 人と 1,211 人増加していて、また増加人数の約 9 割を外国籍の方が占めています。このことを踏まえ、生涯学習分野においても国際交流協会や多文化理解を目指す様々な団体、個人とも連携した学びに備えた環境づくりが求められています。

2 世帯数の推移

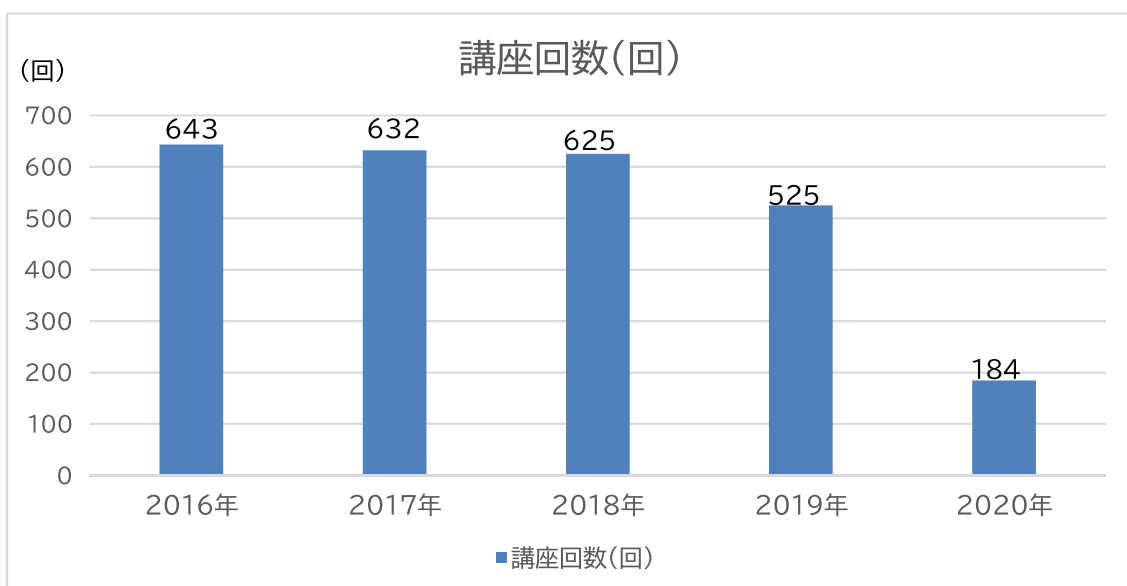
世帯数も人口と共に増加傾向となっており、令和 3(2021)年では、平成 29(2017)年に比べ 4,619 世帯増加の 74,201 世帯となっています。しかし、一世帯あたりの人員は、令和 3(2021)年に 2.26 人と減少傾向になっており、核家族化や一人世帯が増加しています。



※住民基本台帳(各年 1 月 1 日)

3 公民館学級・講座等開設状況

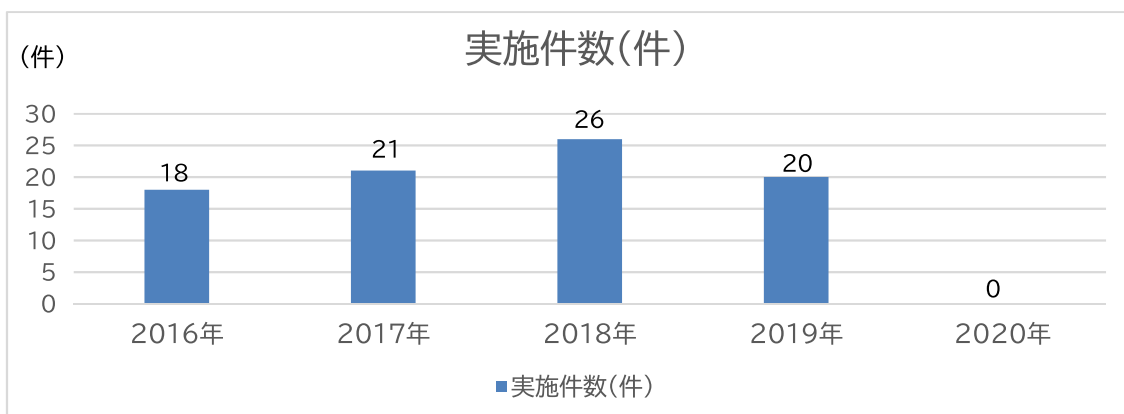
中央公民館を含む 10 館の学級・講座開催は延べ 600 回を超え、横ばいの傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2(2020)年度は 184 回となっており激減しました。主な理由は、講座等の開催中止や休館等の対策によるものです。



※生涯学習課調べ

4 高等教育機関の出前講座開催状況

白鷗大学をはじめとした高等教育機関の教員等が市民のもとに出向き、専門的な講座を実施することを通して、生涯学習によるまちづくりを推進しています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で依頼がありませんでした。



※生涯学習課調べ

5 ボランティアガイドの加入状況

例年、学びの入り口としてボランティア養成講座を実施していますが、そうした成果を地域に生かす出口として「市民の高度な学習意欲に応えるとともに学んだ成果を地域に還元する」目的に鑑み、市民が主体となって地域に還元するための次世代のリーダー・後継者育成が課題であり、修了後の活動を促進するような講座内容を検討する必要があります。また多様な出口づくりの一環としてマッチング機能の重要性が増してきて、その能力向上が求められます。

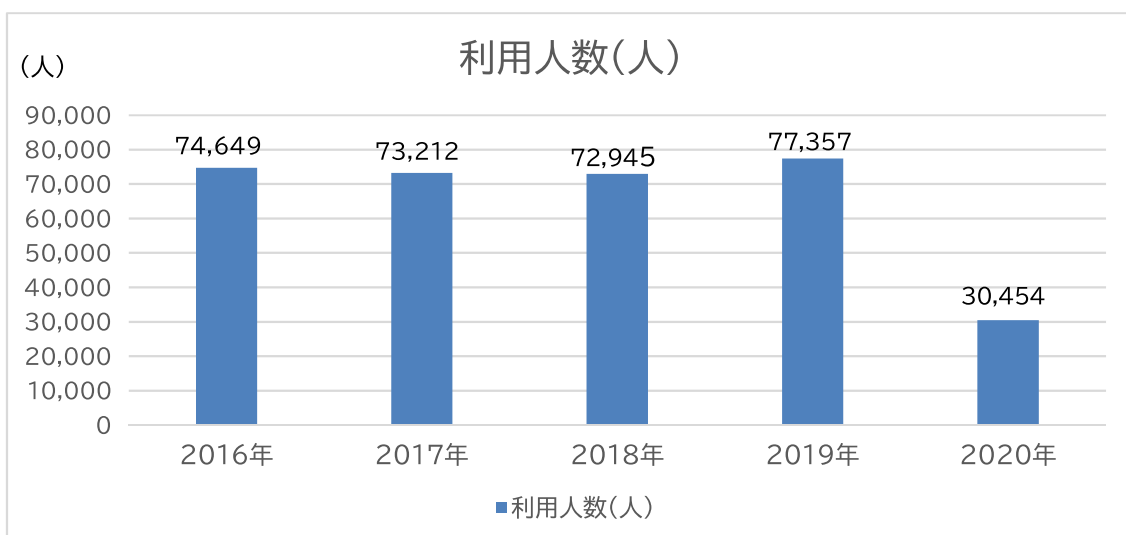
年度	加入人数	ボランティアガイド団体
平成28年度	15	まり・びわ古墳の会
平成28年度	20	小山市渡良瀬遊水地エコツーリズム協会
平成29年度	3	まり・びわ古墳の会
平成29年度	12	いいところ教え隊おやま
平成29年度	8	小山市渡良瀬遊水地エコツーリズム協会
平成30年度	0	加入なし
平成31年度	0	加入なし
令和2～3年度	8	小山市渡良瀬遊水地エコツーリズム協会

※生涯学習課調べ

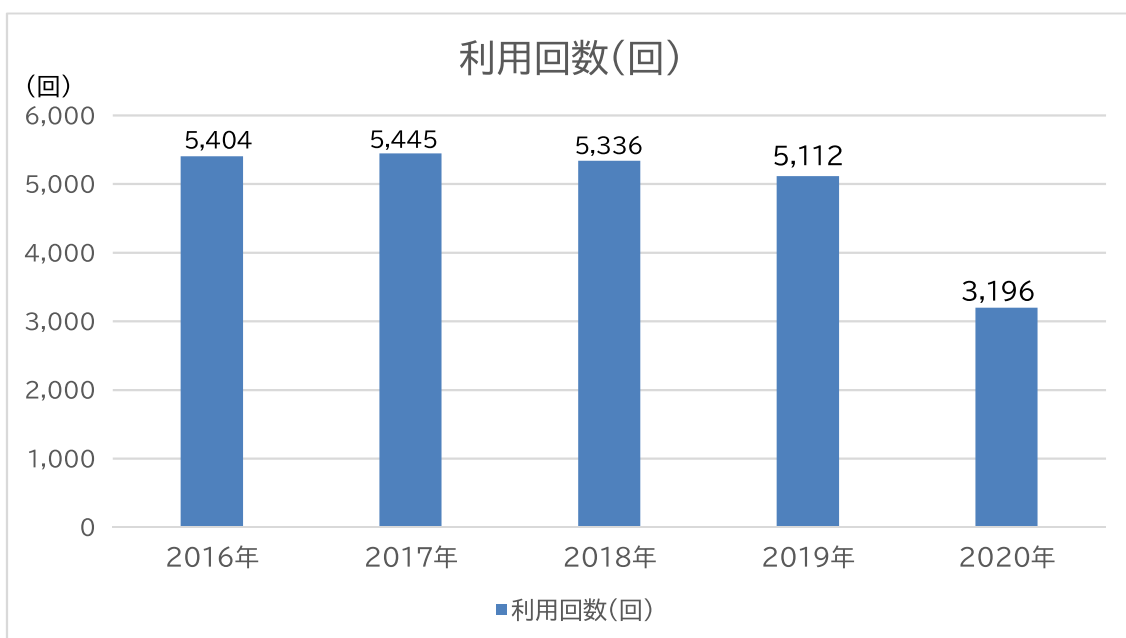
6 中央公民館利用状況

中央公民館の利用者数は、横ばいの傾向にあり、令和元(2019)年度は77,357人となっています。また、利用回数についても、同様に横ばいの傾向が見られます。

令和2(2020)年度の利用人数と利用回数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休館、各サークルや団体の活動自粛、会議室利用の場合は定員の半分の人数で利用するなどの対策がとられたことから、大きく減少しました。



※生涯学習課調べ

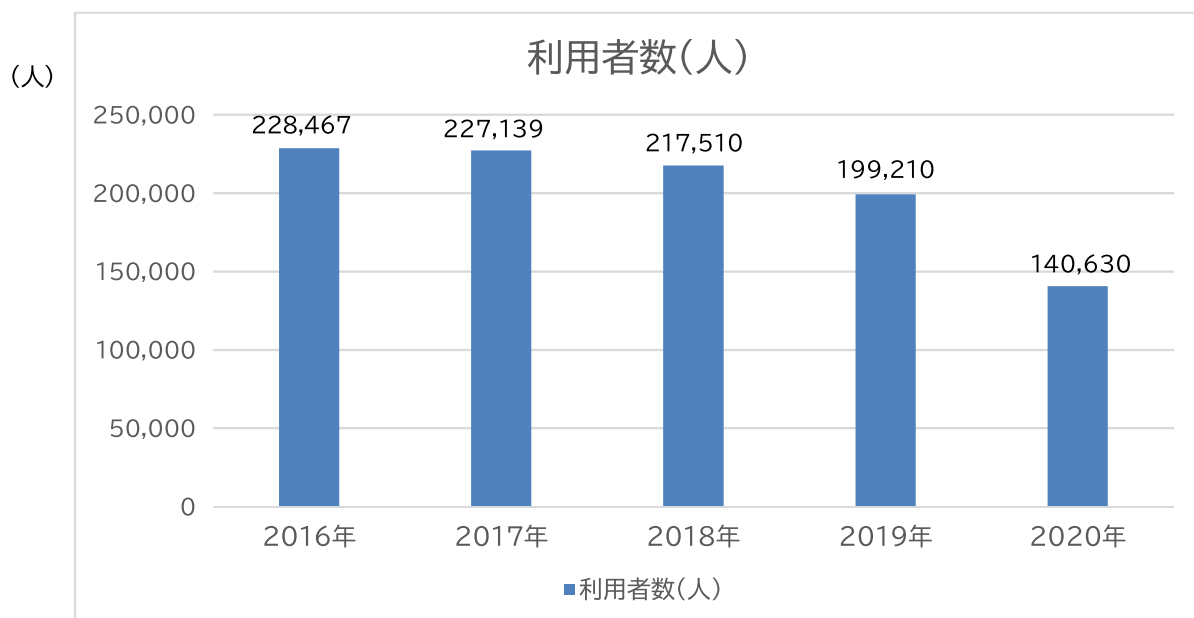


※生涯学習課調べ

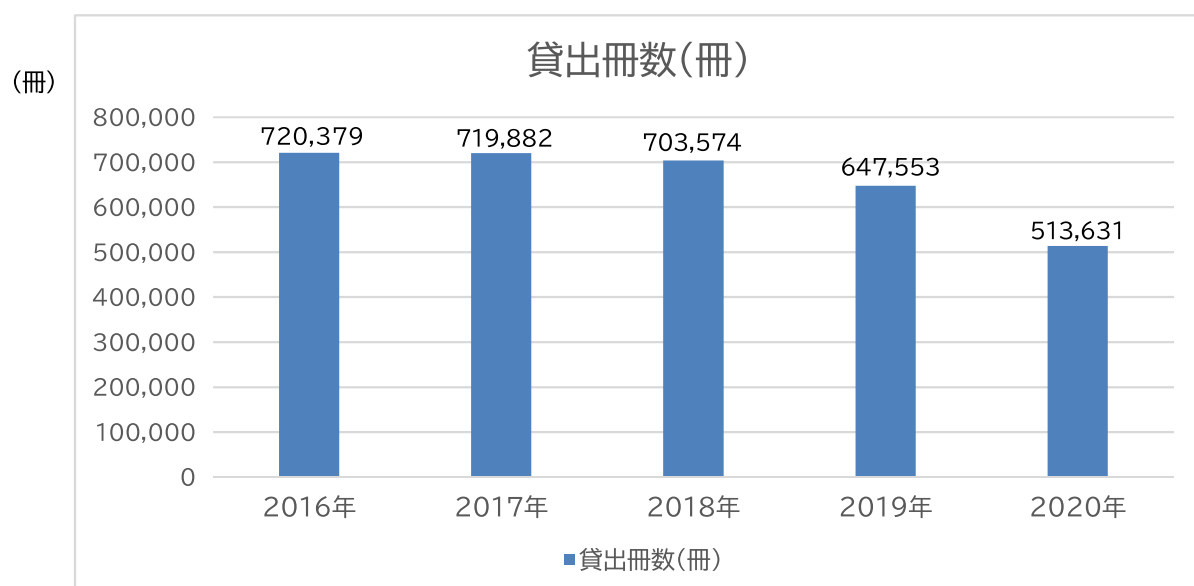
7 図書館利用者数の推移

市立図書館の利用者数は、近年減少傾向にあり、令和元(2019)年度は199,210人となっています。また、貸出冊数についても、同様に減少傾向が見られます。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館や一部サービスの制限を行った影響で、利用者数、貸出冊数ともに大きく減少しました。



※生涯学習課調べ

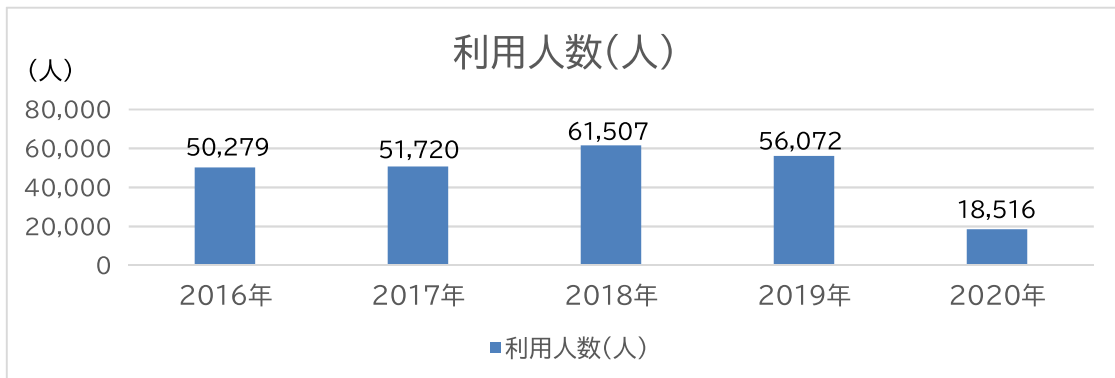


※生涯学習課調べ

8 生涯学習センター利用状況

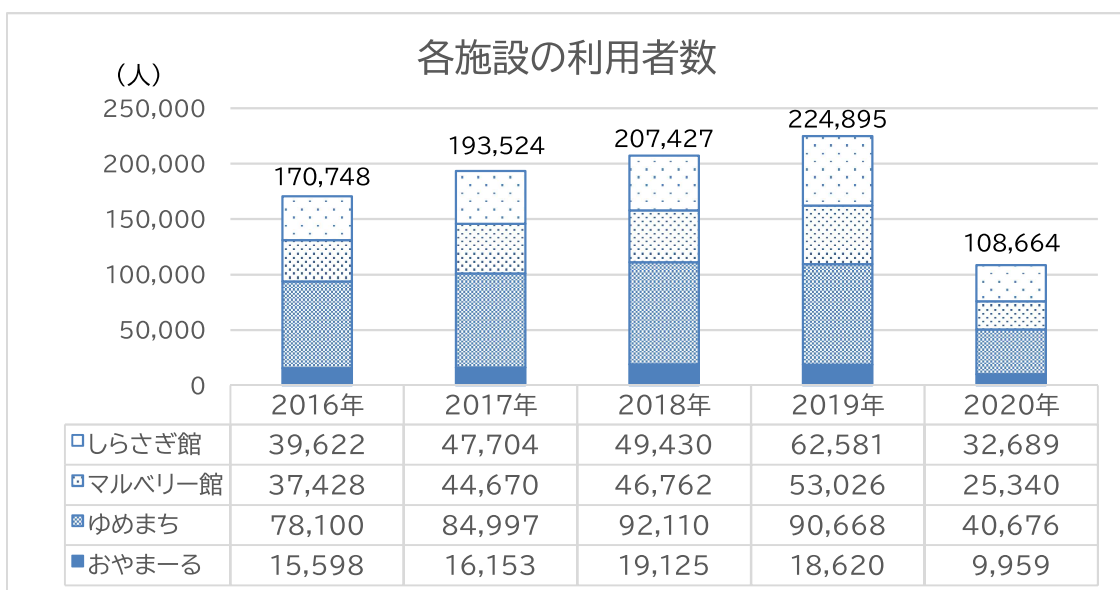
生涯学習センターの利用状況は、平成 30(2018)年度は平成 28(2016)年度と比較すると11,228 人増の 61,507 人となっており、平成 29(2017)年 4 月に高校生・大学受験生等のための学習室「おやま未来開運塾」のオープンに伴い、利用者が増えたことも一因となっています。

令和 2(2020)年度の利用人数は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、臨時休館や一部サービスの制限を行った影響で、利用者数は大きく減少しました。



9 市民交流センター等各施設の利用状況

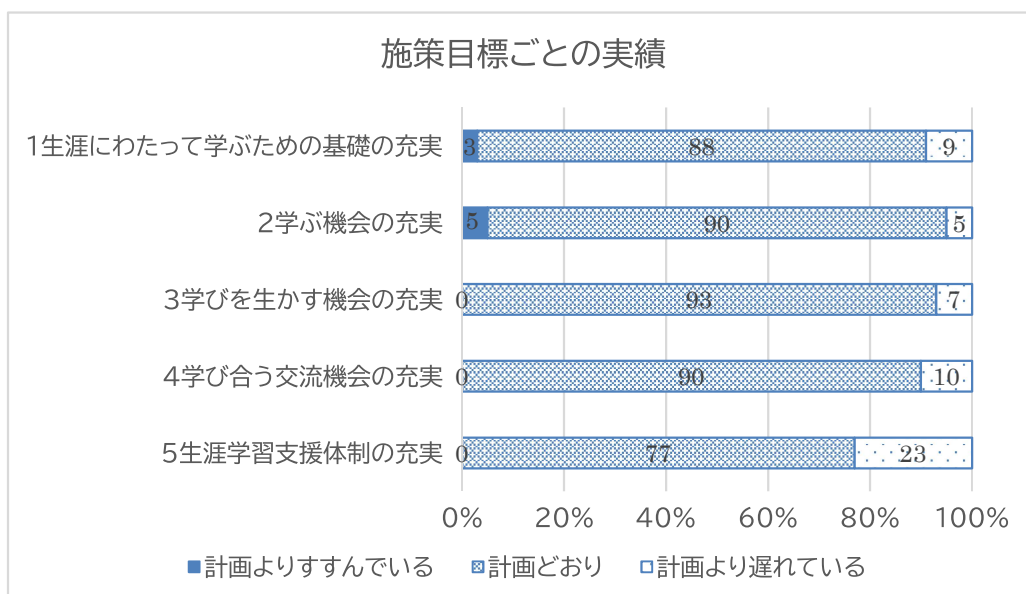
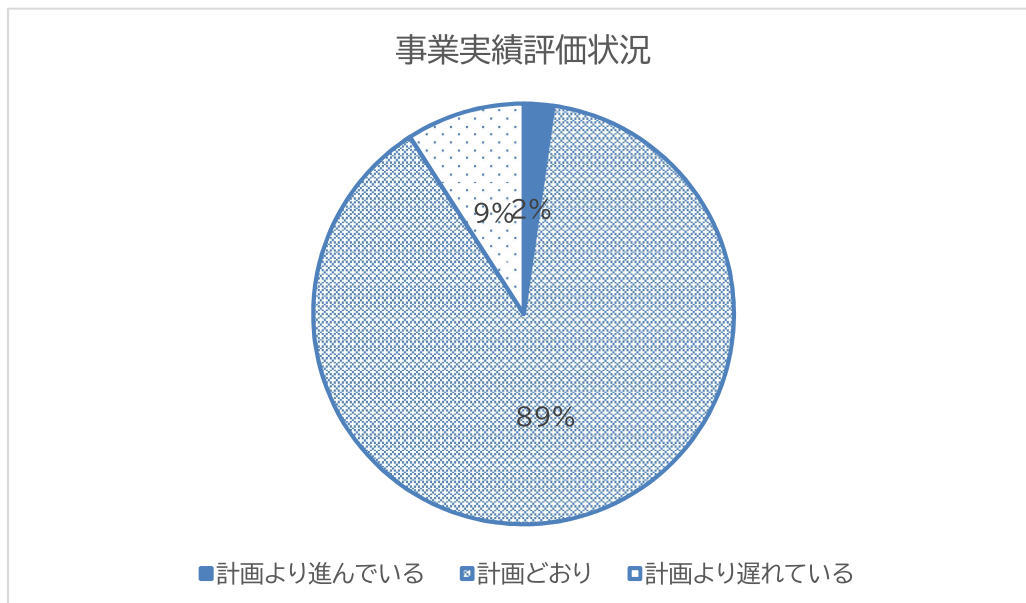
まちなか交流センター(おやまーる)、小山市城南市民交流センター(ゆめまち)、桑市民交流センター(マルベリー館)、間々田市民交流センター(しらすぎ館)の利用者数は、近年増加傾向にありましたが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館や一部サービスの制限を行った影響で、利用者数は大きく減少しました。



※生涯学習課調べ

第3節 第2次小山市生涯学習推進計画の評価

平成 28(2016)年 3 月に策定した第2次小山市生涯学習推進計画に基づき、実施した 247 事業について、関係各課の評価は以下のとおりです。



※生涯学習課調べ(令和 2(2020)年・12 月各課照会)

第2次小山市生涯学習推進計画の全 247 事業のうち、91%の事業が「計画より進んでいる」または「計画どおり」となっており、生涯学習に関する各課事業は概ね順調に実施されているといえます。しかし、生涯学習支援体制の充実に関しては「計画より遅れている」との評価が 23%と他に比べて高い値となっています。このことから、市民一人一人のライフステージに応じた学びを支えるため、生涯学習推進の基盤づくりをさらに進めていくことが今後の課題といえます。

第4節 第2次小山市生涯学習推進計画の課題

前計画における具体的な施策に対する関係各課からの評価理由・課題及び改善点の意見と小山市生涯学習推進協議会からの意見を踏まえ、課題を整理しました。

課題①ライフステージに応じた学習機会の提供

ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、公民館講座等の学習活動の参加者は、若年層や子育て世代の参加が少なく高齢者の参加が多い傾向があることから、市民それぞれの世代やライフステージを踏まえる必要があります。講座の開催内容や開催方法への工夫、関心の高い学習テーマの把握、リカレント講習をはじめとした学び直し機会の提供など、誰でも気軽に参加できるようなきっかけづくりや講座等の充実支援、機会を逃さない学習活動を増やしていく必要があります。

課題②主体的な活動の推進

地域社会における人と人とのつながりの希薄化などの問題が指摘される中、生涯学習の講座受講やグループ・サークル活動は、学び合いや力を合わせることを通じて人と人とを結んでいく貴重な場といえます。すべての市民が、年齢や性別、国籍、障がいの有無にとらわれず、互いに学び合う中で生きがいや楽しみを創造し、生活を向上させられるような生涯学習の充実を図ることが大切です。

課題③地域で活かす生涯学習活動の支援

これまで、市民が学習した成果を活かせるよう公民館まつりや市民文化祭などでの発表や実践の場を提供してきましたが、今後は市民が学んだ成果を地域に還元できるよう、生涯学習を通じて得た知識などを活かす活動を支援し、より豊かな社会を創造し、そして市民がさらに力を蓄えていく好循環を生むことを目指します。

課題④多様な主体のネットワークの充実

小山市では様々な主体が学習機会の提供をしています。そうした個々の活動を支援して、市民全般の学びの機会を多様に確保することは、生涯学習のまちづくりに欠かせません。また市でも数多くの生涯学習事業を行っていますが、より多くの市民に利用してもらい市民の学習活動をさらに広げていく必要があります。このため行政は地元住民をはじめ、学校、NPO、企業等それぞれの主体と相互に情報共有や連携を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 目指す市民のすがた、基本理念

「生涯学習社会」とは、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会(教育基本法第3条)」です。

小山市では「生涯学習社会」の構築を目指すため、下記の「目指す市民のすがた」、「基本理念」を定めました。

～目指す市民のすがた～

いきいきと学び 積極的につながり
主体的にまちづくりに参画する市民



第3次小山市生涯学習推進計画

～計画の愛称～ **OYAMA まなびかがやきプラン**

第3次小山市生涯学習推進計画が、市民にとって身近で愛着のあるものとなることを目指して、プランの愛称を名づけました。

～基本理念～

学んで育む “輝くひと・まち、結ぶ絆”

生涯にわたってライフスタイルに応じた「学び」を楽しみながら、人とつながることで互いを理解し、認め合い、学びを深め、その成果を活かしていくことは、市民一人一人が輝く豊かな人生につながると思います。

市民がそれぞれに身につけた多様な学びで、「ひと」、「まち」がつながり、そして「未来」へとつながる新たな学習の輪を広げ、持続可能なまちづくりを実現していきます。希望と活気あふれる小山市を創造していくことを目指していきます。

第2節 小山市の生涯学習の4つの方向性、学びの循環

第3次小山市生涯学習推進計画では、目指す市民のすがたの実現に向けた基本理念の達成のため、次の小山市の生涯学習の4つの方向性と学びの循環から生涯学習を推進していきます。

～小山市の生涯学習の4つの方向性～

学ぶ ・市民一人一人の個性や能力を伸ばす生涯学習の推進	つながる ・多様な市民どうしのふれあいや交流を促す生涯学習の推進	活かす ・市民の学びが地域で生きる生涯学習の推進	支援する ・市民一人一人が故郷に愛着を持ち、地域の持続的発展を図る生涯学習の支援体制の充実
---------------------------------------	--	------------------------------------	---

学ぶ

・市民一人一人の個性や能力を伸ばす生涯学習の推進

変化の激しい社会に柔軟に対応していくためには、市民一人一人が社会の原動力として、それぞれの個性や能力を伸ばしていくことが必要であり、主体的な学びを取り入れることが大切です。そのために、全ての人々が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にとらわれず、多様性を認め合い、それぞれのライフステージや多様な立場に応じた学習機会を提供します。

つながる

・多様な市民どうしのふれあいや交流を促す生涯学習の推進

社会教育施設や地域、学校等、多様な場における様々な活動を通じて、個人や団体が、多様な人々との交流の中で輪を広げ、世代を超えた地域のつながり「絆」が生まれる仕組みづくりを進めていきます。

活かす

・市民の学びが地域で生きる生涯学習の推進

人生がより豊かになり生きがいを感じられるよう、市民や団体がこれまでの学習により蓄積した成果を、地域で活かす機会を増やしていきます。

支援する

・市民一人一人が故郷に愛着を持ち、地域の持続的発展を図る生涯学習の支援体制の充実

小山市の次代を担う子どもの育ちを軸に据えながら、多様な市民が学び合い、つながり合える生涯学習推進のための基盤づくりを市全体で進めます。また、地域の持続的発展を図るため、市民や各種団体が自主的な生涯学習活動を展開する中でふるさとへの愛着と誇りを育めるよう、生涯学習に関する部課局間の連携の強化を図ります。

～4つの方向性の「関連図」～



第3節 基本目標

第3次小山市生涯学習推進計画では、生涯学習社会の推進に向けて、その基本的方向性を示す「4つの基本目標」と「基本目標の達成に向けての考え方」を次のとおり設定します。

学ぶ

◆基本目標Ⅰ 生涯にわたる学びの機会の充実

つながる

◆基本目標Ⅱ 学びあう機会の充実

活かす

◆基本目標Ⅲ 学びを活かした地域づくり

支援する

◆基本目標Ⅳ 生涯学習推進の基盤づくり

学ぶ

基本目標Ⅰ 生涯にわたる学びの機会の充実

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたSDGs(「持続可能な開発目標」)において、生涯学習は目標④「質の高い教育をみんなに」として「すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」を達成目標とされていることから、誰もが「いつでも・どこでも・だれとでも」という形で、生涯を通じて学ぶことができる機会の充実を図ります。すべての教育の出発点である家庭教育をはじめ、幼少期、青年期、中年期、高齢期と生涯にわたっての学びが必要です。特に家庭教育は、保護者や家庭を取り巻く状況や子育てを支える環境は大きく変化していることから、社会全体で子育てや家庭教育のサポートに取り組みます。

施策の方針

1 ライフステージに応じた学習機会の充実

市民のライフスタイルや地域課題が多様化している中で、幼児から高齢者までそれぞれの世代に応じた学習内容や地域の特性に応じた学習機会の充実を図ります。

2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

人権や多文化共生等に関する現状の正しい理解と人権意識の高揚を図ります。また、共生社会の実現を目指すため、外国人や障がい者等に対する生涯学習の支援を行います。

つながる

基本目標Ⅱ 学びあう機会の充実

地域では、少子高齢化の進展、世代間交流の機会が失われていく等の様々な課題があり、市民の学習ニーズも多様なため、専門的な知識・技術を持つ高等教育機関やNPO、企業等との連携をいっそう広げる必要があります。

地域における人と人とのつながりの希薄化や家族形態の変容等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の中でつながりをもつ重要性はさらに高まっていることから、学びを通じた仲間づくりや人、地域、団体等の交流活動の支援と地域全体で子どもたちの成長を支える取組を充実します。また、生涯学習社会の実現を目指し、多様な主体との連携・協働によるネットワーク「絆」づくりを推進します。

施策の方針

1 市民と行政のパートナーシップの推進

生涯学習センター・市民活動センター・公民館、そして専門的な知識・技術を持つ高等教育機関やNPO、企業等との情報交換や連携・協働による講座等を実施します。

2 地域の教育力の向上

子どもとの関わりの中で、大人どうしがつながり、共に学びあい育ちあえるよう、地域学校協働活動を積極的に推進します。

活かす

基本目標Ⅲ 学びを活かした地域づくり

市民が生涯学習を通して学んだ知識等を地域や他の場所で活かすことができる社会は、新たな地域の交流を生み、豊かなまちづくりへと発展することが期待できます。

市民の学びを学びで終わらせるのではなく、学びの成果が地域の中で活かされることで、更なる学びや地域活動への意欲を生みます。学びと実践が循環することで、地域社会で学習支援活動を行う学習指導者の養成につなげていけるよう人材育成に努めます。

施策の方針

1 学びの成果を活かす取組の推進

市民が学習活動を通じて身につけた知識、技術、経験等の成果を発表する機会の拡充や、成果を活かせる場の充実を図ります。

2 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進

市民が文化活動やスポーツ活動に親しめる環境づくりを進め、様々な世代の市民が楽しみながら交流する機会を通して地域への愛着を育むとともに、地域の担い手としての自覚を高められるような機会の充実を図ります。

支援する

基本目標Ⅳ 生涯学習推進の基盤づくり

生涯学習を実践する主体は市民であり、一人一人の自発的な学習活動の支援をするために、行政とコミュニティ、学校、NPO、企業など各種団体が連携を図りながら持続可能な学習機会の充実と情報提供に努めます。そして、学習を始めようとする人への動機づけや意欲の向上を図るとともに、多様な機関との連携・協働等を行うコーディネーターと、地域で子どもを育むために学校と地域をつなげる地域コーディネーターの養成に持続的に取り組みます。

施策の方針

1 生涯学習関連施設の機能の充実

市民一人一人がライフスタイルに応じて豊かに学び合い、互いに輝き合えるよう、学びの拠点である生涯学習センター及び公民館等生涯学習関連施設の機能を強化し、多様な学習機会の充実を図ります。

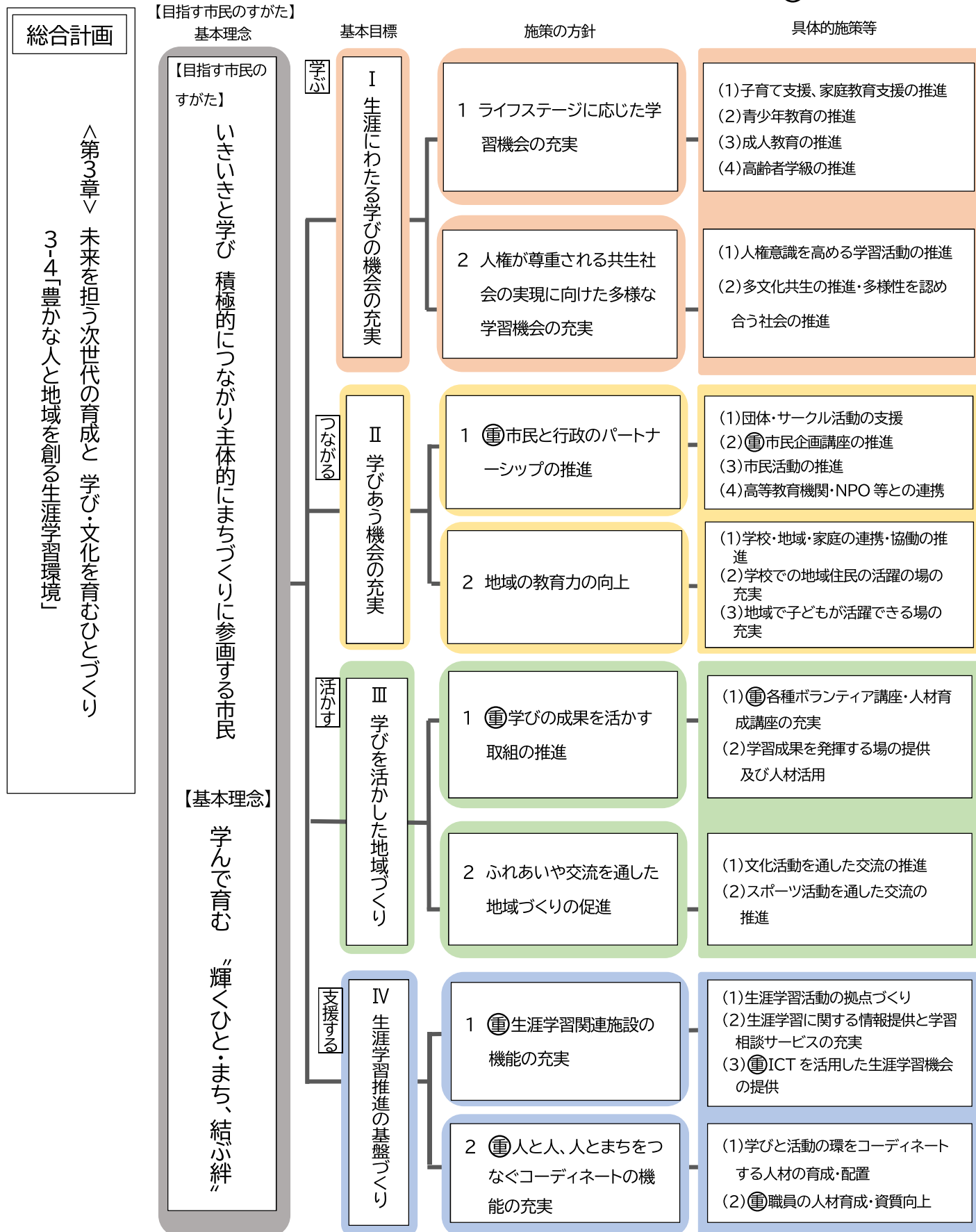
2 人と人、人とまちをつなぐコーディネート機能の充実

次代を担う子どもの育ちを軸として、学校と地域の様々な機関や団体等がつながり、学習成果を地域づくりに活かすなどの学びの循環を促すため、コーディネートの機能のさらなる充実を図ります。

また、職員の人材育成・資質向上のため、社会教育主事・社会教育士の継続的な養成等、学びを通じた人づくり・つながり作り・地域づくりの専門的な知識を習得した職員の確保に努めます。

第4節 計画の体系

(凡例) ㊦ = 重点事業



第4章 施策の展開

第1節 施策の展開

※1～17のアイコンは、SDGsの17の目標のうち、各施策に関連するものを表しています。

※具体的施策等については、全庁的に取り組んでおりますが、主な担当課等については、生涯学習関連施設で講座等事業を開催する関係各課を記載しました。

※（凡例）=重点事業

基本目標 I 学ぶ

◆生涯にわたる学びの機会の充実



施策の方針

1 ライフステージに応じた学習機会の充実

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 子育て支援、家庭教育支援の推進	公民館などで、0歳～未就学児の子と保護者を対象に、子育てについて考えたり、子育ての先輩と情報交換する場を提供し、親としての育ちや学びを応援します。	生涯学習課 各公民館 市民交流センター
(2) 青少年教育の推進	小中学校及び義務教育学校の児童生徒や親子を対象に文化、スポーツ、地域活動やボランティア活動を体験する機会を提供し、その情報発信を行う等、青少年健全育成事業を推進します。	生涯学習課 各公民館 市民交流センター
(3) 成人教育の推進	働く世代や子育て世代に対し、平日の夜や休日等、参加しやすい日時・場所・内容等を考慮した学習機会の提供を図ります。	生涯学習課 各公民館 市民交流センター
(4) 高齢者学級の推進	高齢社会に対応する知識や生きがい、健康づくりにつながる学習機会を充実させます。	生涯学習課 各公民館 市民交流センター

【具体的な取組の例】

親学習プログラム事業、子育て広場、親子学級、思春期講座、家庭教育学級の開催⇒(1)
 親子学びあい事業、放課後子ども教室推進事業、青少年育成指導員活動事業の実施⇒(2)
 およま市民大学講座、ハイキング講座、歴史講座、版画教室の開催⇒(3)
 はつらつクラブや女性学級の開催、およま市民大学講座、ハイキング講座、歴史講座、版画教室の開催⇒(4)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
青少年健全育成事業 ⁹ における満足度	90%	95%
およま市民大学受講者満足度	79%	85%

2 人権が尊重される共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 人権意識を高める学習活動の推進	日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるよう人権意識を高める学習機会を提供します。	生涯学習課 各公民館
(2) 多文化共生の推進・多様性を認め合う社会の推進	市民一人一人が、多文化共生社会 ¹⁰ ・多様性を認め合う社会の実現に向けて、人権尊重の理解を深める取組を推進するとともに、年齢や性別、人種、国籍、障がいの有無にとらわれず自分らしく生きられるよう、互いの価値観や文化を理解し合い、誰もが参加しやすい学習機会の充実を図ります。	生涯学習課 各公民館 市民活動センター 国際交流協会

【具体的な取組の例】

人権講演会、さわやか人権学習の実施⇒(1)
 多文化共生セミナーの実施⇒(2)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
人権に関する研修会・講演会参加者満足度	81%(R1)	90%

⁹ 青少年健全育成事業（健全育成大会、放課後子ども教室推進事業、青少年健全育成団体活動等）における満足度

¹⁰ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より）。

基本目標Ⅱ つながる

◆学びあう機会の充実



施策の方針

1 ④市民と行政のパートナーシップの推進

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 団体・サークル活動の支援	団体・サークル等の自主性の確立を目指すとともに、市民と行政のパートナーシップのもと、世代を超えた人と人との交流の中であたたかな「絆」を育んでいけるよう活動を支援します。	生涯学習課 各公民館
(2) ④市民企画講座の推進	小山市の行政に関する情報、その他市民が求める学びや情報を提供するために小山市職員や連携している高等教育機関等教員を講師として派遣します。	生涯学習課 関係各課
(3) 市民活動の推進	市民が公益的な目的を持って活動することに対し、行政は各種情報の提供や、活躍できる機会の充実を行います。	生涯学習課 市民活動センター 関係各課
(4) 高等教育機関・NPO等との連携	高等教育機関と連携を図りながら、教育機関の有する資源を活かした、高度で体系的な学習の場を提供します。	生涯学習課 博物館 教育総務課

【具体的な取組の例】

小山市ホームページ「小山市グループ・サークル情報」冊子の作成⇒(1)

おやままちづくり出前講座の開催⇒(2)

④市民企画講座の開催⇒(2)

青少年育成指導員活動の実施⇒(3)

学校教育との連携事業、大学開放講座、キッズ・ユニバーシティおやまの開催⇒(4)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
おやままちづくり出前講座開催数	400 件(R1)	430 件

2 地域の教育力の向上

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 学校・地域・家庭の連携・協働の推進	学校・地域・家庭が一体となって、子どもの成長や学びを支えるため、「地域とともにある学校づくり」を推進します。	生涯学習課 教育総務課 学校教育課
(2) 学校での地域住民の活躍の場の充実	各学校及び地域での地域住民によるボランティア活動を充実させ、「学校を核とした地域づくり」を推進します。	生涯学習課 各公民館
(3) 地域で子どもが活躍できる場の充実	子どもたちが、身近な公民館等の社会教育施設へ出向き、学年に関係なく学べる場を充実します。	生涯学習課 各公民館 博物館

【具体的な取組の例】

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進⇒(1)

地域学校協働本部の体制づくり、放課後子ども教室及び学習支援「学びの教室」事業の実施、児童及び生徒の登下校における見守り活動の推進⇒(2)

子ども向け講座の開催⇒(3)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
学校運営協議会 ¹¹ 設置校数	23校	35校
地域学校協働活動 ¹² の実施校数	23校	35校
放課後子ども教室実施箇所数	4箇所	6箇所

¹¹ コミュニティ・スクール。学校と保護者や地域とがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

¹² 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

基本目標Ⅲ 活かす

◆学びを活かした地域づくり



施策の方針

1 ㊦ 学びの成果を活かす取組の推進

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) ㊦ 各種ボランティア講座・人材育成講座の充実	地域での生活を支える活動や社会的な課題の解決に取り組む活動への参加につながる学習機会を充実させ、社会貢献活動への興味関心を高め、自発的に地域づくりに参画する市民の育成に努めます。	生涯学習課 各公民館 市民活動センター
(2) 学習成果を発揮する場の提供及び人材活用	ボランティア・市民活動等で、習得した知識や技術を活かす場を設け、学習成果を地域や社会に貢献する活動として還元できるような取組の拡大に努めます。	生涯学習課 各公民館 文化振興課 市民活動センター

【具体的な取組の例】

- ㊦ およま市民大学での人材育成講座⇒(1)
- 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催⇒(1)
- 渡良瀬遊水地のボランティアガイド活動⇒(2)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
およま市民大学での人材育成講座参加者数	133人	170人
ボランティアガイド講座終了後のガイド登録率	40%	60%

2 ふれあいや交流を通じた地域づくりの促進

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 文化活動を通じた交流の推進	芸術・文化団体への支援と、芸術活動成果の発表の場を設けて、地域における活動の質を高めていけるような交流の場づくりに取り組みます。	文化振興課 博物館 車屋美術館
(2) スポーツ活動を通じた交流の推進	市民のスポーツへの関心をより高める取組と、継続的な活動に向け、担い手相互の人間関係づくりの取組の充実に努めます。	生涯スポーツ課

【具体的な取組の例】

市民文化祭や公民館まつりでの作品披露、チャリティ美術作品展、伝統文化ふれあい教室、博物館企画展の実施、車屋美術館企画展開催⇒(1)
みんなで歩け歩け運動、出前スポーツ教室の開催⇒(2)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
市民文化祭参加者及び入場者数	21,808人(R1)	23,000人
文化センター施設利用率	75%(R1)	80%
車屋美術館観覧者満足度	96%(H30)	98%

基本目標Ⅳ 支援する

◆生涯学習推進の基盤づくり



施策の方針

1 ④生涯学習関連施設の機能の充実

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 生涯学習活動の拠点づくり	地域の学習資源やそれぞれが培ったノウハウを活かせる生涯学習活動の拠点を作り、多様な生涯学習実施機関のパートナーシップによる学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
(2) 生涯学習に関する情報提供と学習相談サービスの充実	多様な学習ニーズに応えるため、様々な情報を整理して発信します。また情報発信基地の1つでもある図書館について、蔵書や設備、利用サービスの充実を図ります。	生涯学習課 中央図書館
(3) ④ICTを活用した生涯学習機会の提供	ICTを活用した生涯学習メニューやICTそのものを学ぶ生涯学習講座の企画・開発を進めるなど、「With/Afterコロナ時代」に対応した学びの機会を提供します。	各公民館 市民活動センター

【具体的な取組の例】

庁内検討委員会の設置⇒(1)

小山市ホームページ「講師・指導者情報」、「グループ・サークル情報」の掲載、生涯学習課学習情報誌「生涯学習のススメ」の発行 中央図書館ビジネス支援・農業支援サービスの提供⇒(2)

図書館の利用促進⇒(2)

④ICTを活用した講座の開催⇒(3)

オンラインコミュニケーションセミナー「Zoomの使い方を一緒に学ぼう」、パソコン講座、初心者向けスマートフォン講習会⇒(3)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
生涯学習指導者の登録者数	239人	250人

2 ㊟人と人、人とまちをつなぐコーディネートの機能の充実

具体的施策等	事業内容	主な担当課等
(1) 学びと活動の環をコーディネートする人材の育成・配置	学校の教育活動や、放課後の学習活動等を支援する人材育成機能の強化を図ることを目的とした、話し合いの場や研修事業の充実に努めます。	生涯学習課 教育総務課
(2) ㊟職員の人材育成・資質向上	社会教育主事講習会に職員を派遣し、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの専門的な知識を習得した、社会教育士の資格を持つ職員の確保に努めます。	生涯学習課

【具体的な取組の例】

㊟計画的なコーディネーターの養成⇒(1)

社会教育主事講習会への職員派遣⇒(2)

成果指標

指標項目	現状値 令和2(2020)年度	目標 令和8(2026)年度
市内で活躍している地域コーディネーター ¹³ の人数	31人	45人
小山市職員の社会教育士 ¹⁴ 養成者数	0人	10人

¹³ 学校と地域が連携して行う様々な活動や人々をつなぐ役割を果たす者。地域や学校の情報収集、関係者等のつながりづくり、連携活動に関する計画等の作成、地域や学校への情報発信などを行う(栃木県生涯学習推進計画(六期計画)P30)。具体的には地域学校協働活動全般に携わる人、学びの教室に携わる人、放課後子ども教室に関わる人を指している。

¹⁴ 令和2年度からはじまった、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号(文部科学省のホームページより)。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

生涯学習を推進していくためには、市民のニーズや社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、各種事業を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

また、小山市の事業だけではなく、市民、地域団体、グループ・サークル、民間事業者が連携し、小山市における生涯学習を推進していくことが求められています。

《それぞれの取組》

■市民

市民は、主体的に学習や活動などに取り組む生涯学習の主役です。また、地域づくりなど住みよいまちづくりの担い手となります。

■地域団体・市民団体

自治会などの地域団体やNPOなどの市民団体は、地域の課題解決に向けて、地域住民、グループ・サークル、小山市など様々な機関・団体と連携・協働し、住みよいまちづくりに取り組んでいくことが期待されます。

■教育機関

小中学校及び義務教育学校では、子どもの主体的な学ぶ力を育むとともに、家庭や地域と連携して、子育てを支えます。大学等は公開講座を開催するなど、大学が持つ知的資産を広く社会に還元するとともに、学生が社会と関わる機会をつくっていくことが期待されます。

■企業・事業者

企業・事業者の社会的責任の一つとして、企業関係者の講師による講座などの開催や子どもの職場体験の受け入れなど、小山市と情報共有や連携を図り、従業員や市民の生涯学習を支援することが期待されます。また、NPO や協同組合などの市非営利事業者においても、社会的連帯業務として同様の取組を図ることができます。

■小山市

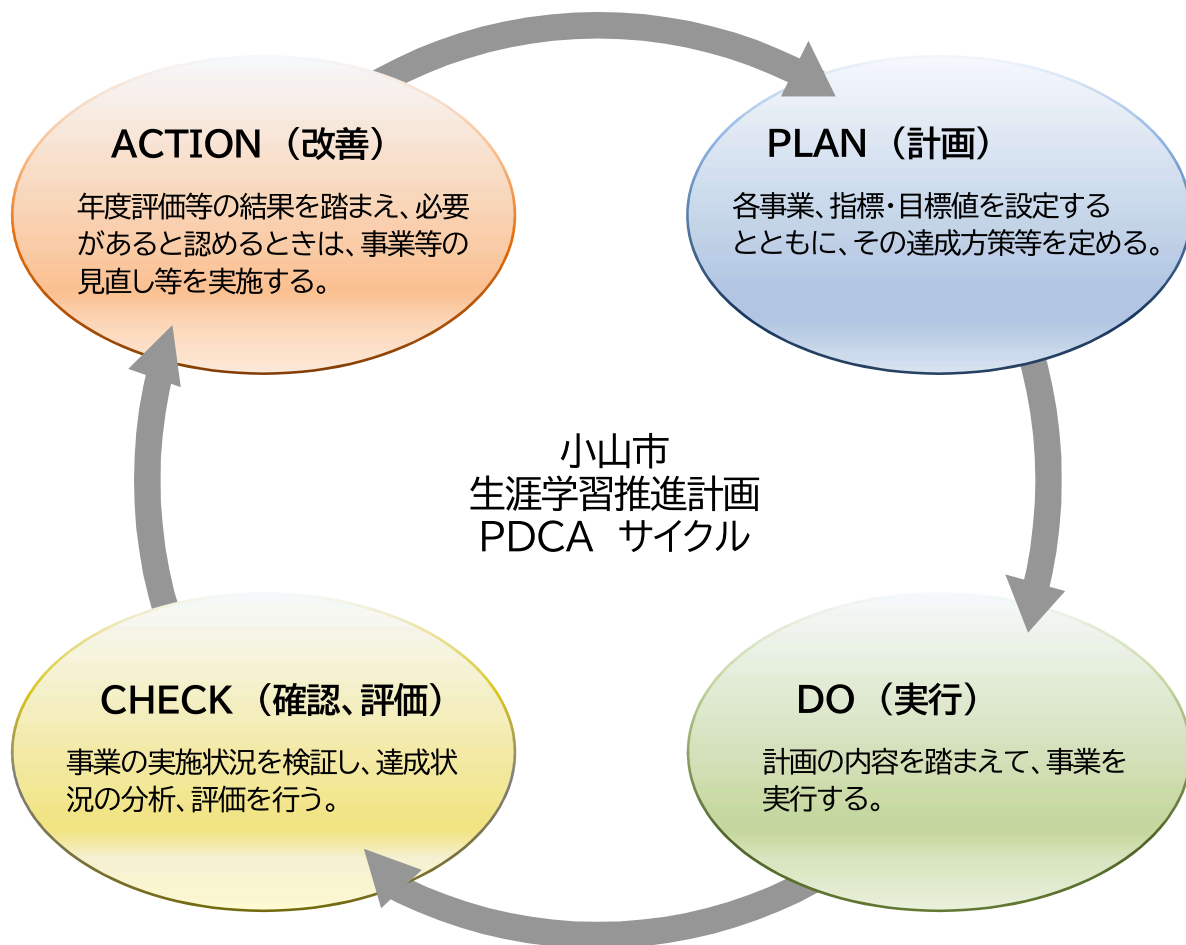
学習のきっかけづくりやグループ・サークルの支援、生涯学習施設の管理・運営、生涯学習情報の提供など、市民のニーズや社会の変化を考慮しながら、社会教育施設等のネットワーク化を進めることで市民やグループ・サークルが活動しやすい環境づくりを行います。

第2節 計画の点検・評価

小山市生涯学習推進計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

本計画では、関係各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCA サイクルによる効果的な進行管理を行います。

■PDCA サイクルのイメージ図



資料編

第1節 小山市生涯学習推進協議会条例

平成元年 3 月 13 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 生涯学習に関する施策について、広く市民の意見を求めるとともに、生涯学習の普及奨励を図るため、小山市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の基本的施策及び基本問題に関すること。
- (3) その他生涯学習に関すること。

2 協議会は、前項の規定にかかわらず、必要により同項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議することができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会と協議し、委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係機関及び団体代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

第2節 小山市生涯学習推進本部設置要綱

○小山市生涯学習推進本部設置要綱

昭和63年12月1日

教委要綱第4号

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため、小山市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定
- (2) 生涯学習関連事務事業の総合的調整
- (3) 生涯学習の普及奨励
- (4) その他生涯学習に関する事項

(組織)

第3条 本部の組織は、別表第1に定める委員をもって構成する。

2 本部長には市長、副本部長には教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(生涯学習推進企画調整委員会)

第6条 本部の所掌する事務事業について協議・調整・提言を行うとともに、本部の決定した施策に係る必要な事項を処理するため、本部に生涯学習推進企画調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会の組織は、別表第2に定める委員をもって構成する。

2 委員長には教育部長、副委員長には教育委員会事務局生涯学習課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員長は、委員会を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

5 委員会において調査審議した結果は、本部長に報告しなければならない。

(専門部会)

第9条 本部に、生涯学習の推進に関し専門的事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 本部及び委員会(専門部会を置いたときは、専門部会を含む。)の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

小山市生涯学習推進本部

委員	市長 副市長 教育長 総合政策部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長
	産業観光部長 建設水道部長 都市整備部長 教育部長 危機管理監

別表第2(第7条関係)

小山市生涯学習推進企画調整委員会

委員	教育部長 総合政策部総合政策課長 総務部行政総務課長 行政改革課長 職員課長
	人権・男女共同参画課長 市民生活部市民生活安心課長 国際政策課長 環境課長
	保健福祉部福祉課長 子育て家庭支援課長 こども課長 高齢生きがい課長
	健康増進課長 産業観光部農政課長 商業観光課長 建設水道部治水対策課長
	都市整備部都市計画課長 まちづくり推進課長
	教育委員会事務局教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化振興課長
	生涯スポーツ課長 中央図書館長 公民館長 博物館長 消防本部危機管理課長

第3節 計画策定の経緯

日 程	項 目	内 容
令和2年10月7日	令和2年度第15期生涯学習推進協議会第1回会議	・第3次生涯学習推進計画策定について ・今後の協議について
令和2年12月9日	令和2年度第15期生涯学習推進協議会第2回会議	・第3次生涯学習推進計画素案について
令和3年3月18日	下都賀教育事務所との会議	・第3次生涯学習推進計画案について
令和3年5月6日	第1回生涯学習推進計画部内検討会議	・第3次生涯学習推進計画案について
令和3年7月29日	第2回生涯学習推進計画部内検討会議	・前回修正箇所について
令和3年8月31日	下都賀教育事務所との会議	・第3次生涯学習推進計画案について、下都賀教育事務所ふれあい学習課と話し合い
令和3年11月9日	下都賀教育事務所との会議	・前回修正箇所について
令和3年11月16日	会議	・第3次生涯学習推進計画案の修正箇所について
令和3年11月25日	下都賀教育事務所との会議	・第3次生涯学習推進計画案について
令和3年12月7日	下都賀教育事務所との会議	・第3次生涯学習推進計画案について
令和3年12月22日	会議	・第3次生涯学習推進計画案の最終調整
令和4年1月28日	令和3年度第16期生涯学習推進協議会第1回会議	・第3次生涯学習推進計画策定について ・今後の協議について
令和4年3月3日	第1回生涯学習推進本部会議	・第3次生涯学習推進計画素案について
令和4年3月15日	第2回生涯学習推進本部会議(書面会議)	・第3次生涯学習推進計画素案について
令和4年3月17日 ～令和4年3月30日	パブリックコメントの実施	・第3次生涯学習推進計画案について
令和4年4月4日	令和4年度第1回生涯学習推進本部会議	・パブリックコメント結果、最終案について

第4節 第15期小山市生涯学習推進協議会委員名簿(敬称略)

No.	選出区分	氏名	役職	備考
1	市議会代表	小林英恵	小山市議会議員	
2	市議会代表	福田幸平	小山市議会議員	
3	関係機関及び団体代表	伊東有美	小山市PTA連合会専門委員	平成 31年度
	関係機関及び団体代表	飯村哲郎	小山市PTA連合会幹事	令和 2年度
4	関係機関及び団体代表	引橋三佐夫	小山市子ども会育成会連合会副会長	
5	関係機関及び団体代表	小峰美稲子	小山市公民館運営審議会委員	
6	関係機関及び団体代表	黒川清一	公益財団法人小山市体育協会理事	
7	関係機関及び団体代表	齋藤栄一	小山市自治会連合会副会長	
8	関係機関及び団体代表	菅沼妙子	小山市男女共同参画推進協議会監事	副会長
9	関係機関及び団体代表	桐生澄江	小山市家庭教育オピニオンリーダー 連絡会会長	
10	関係機関及び団体代表	大久保幸子	小山市社会教育委員	
11	学識経験者	古川勉	部落解放同盟小山市協議会議長	
12	学識経験者	川越大輔	小山工業高等専門学校准教授	H31.4.1~ R2.5.10
	学識経験者	今泉文伸	小山工業高等専門学校准教授	R2.5.11~ R3.3.31
13	学識経験者	片岡豊	白鷗大学教授・地域連携サポートセ ンター運営委員会講座関連部会長	会長
14	学識経験者	小島篤	関東職業能力開発大学校教授 地域協力室長	
15	学識経験者	小松原貴子	小山市立間々田東小学校長(校長会)	平成 31年度
	学識経験者	星野朋子	小山市立豊田北小学校長(校長会)	令和 2年度

(任期:平成31(2019)年4月1日~令和3(2021)年3月31日)

第16期小山市生涯学習推進協議会委員名簿

No.	選出区分	氏名	役職	備考
1	市議会代表	大出ハマ	小山市議会議員	
2	市議会代表	小林英恵	小山市議会議員	副会長
3	関係機関及び団体代表	遠藤淳子	小山市PTA連合会幹事	
4	関係機関及び団体代表	引橋三佐夫	小山市子ども会育成会連合会副会長	会長
5	関係機関及び団体代表	栗原要子	小山市公民館運営審議会会長	
6	関係機関及び団体代表	須賀宏	公益財団法人小山市体育協会理事	
7	関係機関及び団体代表	齋藤栄一	小山市自治会連合会副会長	
8	関係機関及び団体代表	渡邊由佳理	小山市男女共同参画推進協議会広報副部長	
9	関係機関及び団体代表	飯田裕子	小山市家庭教育オピニオンリーダー連絡会副会長	
10	関係機関及び団体代表	大久保幸子	小山市社会教育委員	
11	学識経験者	山根吉雄	部落解放愛する会小山市協議会書記	
12	学識経験者	山田靖幸	小山工業高等専門学校准教授	
13	学識経験者	西谷勢至子	白鷗大学経営学部准教授	
14	学識経験者	永松将貴	関東職業能力開発大学校教授 地域協力室長	
15	学識経験者	山畑明美	小山市立小山城北小学校長(校長会)	

(任期:令和3(2021)年4月1日~令和5(2023)年3月31日)

令和3年度小山市生涯学習推進本部委員名簿

No.	役職	職名	氏名	備考
1	本部長	市長	浅野正富	
2	副本部長	教育長	濱口隆晴	
3	委員	副市長	雲井富雄	
4	委員	総合政策部長	坪野谷統勇	
5	委員	総務部長	小林功	
6	委員	市民生活部長	古川都	
7	委員	保健福祉部長	小林典子	
8	委員	産業観光部長	目徳有一	
9	委員	建設水道部長	古川幸一	
10	委員	都市整備部長	須郷幹雄	
11	委員	教育部長	阿久津宣明	

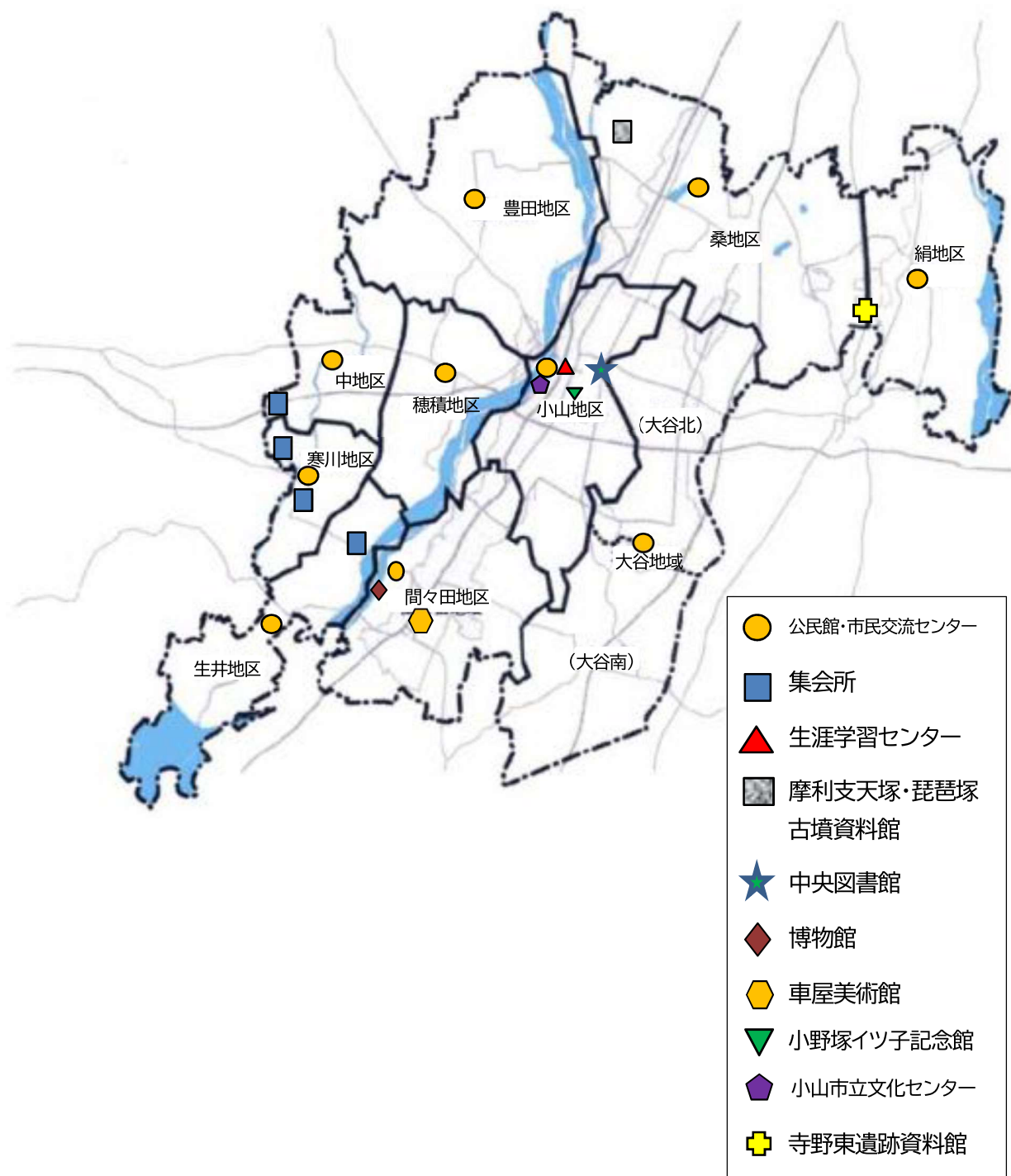
第5節 社会教育施設一覧

(令和3(2021)年4月1日現在)

建設年度	施設名	所在地	電話	概要		
				独・併別	面積	構造
S53	文化センター	中央町 1-1-1	22-9552	併置	7,082 m ²	鉄筋コンクリート
H5	中央図書館	城東 1-19-40	21-0753	独立	5,199	//
H5	// 小山分館	中央町 1-1-1	22-9575	併置	394	//
H21	// 間々田分館	間々田 1960-1	41-6230	併置	92	//
H28	// 桑分館	羽川 858-1	22-4544	併置	144	鉄骨(2階)
H6	生涯学習センター	中央町 3-7-1	22-9111	併置	1,455	鉄筋コンクリート
S53	中央公民館	中央町 1-1-1	22-9562	併置	1,969	//
S55	大谷公民館	横倉新田 8-2	28-0004	独立	546	鉄骨(平屋)
H20	間々田市民交流センター	間々田 1960-1	45-1335	併置	2,106	鉄筋コンクリート
S62	生井公民館	生良 1054-2	45-4004	独立	478	鉄骨(平屋)
S61	寒川公民館	中里 869-1	38-1002	//	472	//
S58	豊田公民館	松沼 467	37-1002	//	577	//
S54	中公民館	下河原田 864	38-0002	//	536	//
S57	穂積公民館	萩島 61	38-2004	//	390	//
H27	桑市民交流センター	羽川 858-1	22-4545	併置	2,600	鉄骨(2階)
S60	絹公民館	福良 1119-1	49-0027	独立	539	鉄骨(平屋)
S58	博物館	乙女 1-31-7	45-5331	//	1,908	鉄筋コンクリート
H21	車屋美術館	乙女 3-10-34	41-0968	//	2,695	木造
S51	網戸中坪集会所	網戸 714		//	199	//
S52	中里集会所	中里 1039-1		//	179	//
S54	押切集会所	押切 90-1		//	147	//
S54	堀の内集会所	上泉 772		//	147	//
H17	寺野東遺跡資料館	梁392	49-1151	//	392	鉄筋コンクリート
H24	小野塚イツ子記念館	天神町 2-1-18		//	230	//
H30	国史跡摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館	飯塚 335	24-5501	//	610	鉄筋コンクリート

第6節 社会教育施設配置図

令和3(2021)年4月1日現在



第7節 SDGs

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人取り残さない」ことをスローガンに、令和12（2030）年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17の目標

目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4（教育）	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8（経済成長と雇用）	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10（不平等）	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3次小山市生涯学習推進計画

発行年月 令和4年4月

発行 〒323-8686

小山市中央町1-1-1

小山市教育委員会生涯学習課

電話 :0285-22-9665

Fax :0285-22-9650

E-mail : d-gakusyu@city.oyama.tochigi.jp



小さな自慢が
山ほどあります